夏期一時金交渉

夏期一時金の支給日に関する項目

期末・勤勉手当については、現行の期末勤勉手当条例に基づき、６月３０日に支給したい。

一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）に関する項目

「民間の支給割合の実態を見ると、役職段階別にかなりの差があり支給割合を均衡させる」という趣旨から、平成２年に制度化したものであり、現時点においても意義あるものと考えている。

勤勉手当への「成績率」適用に関する項目

評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成１９年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施しているところ。

常勤講師・臨時主事の夏期一時金は、基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給することに関する項目

現行の給与制度において、期間率及び支給割合に関するご要求に応じることは困難。

非常勤講師・非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員・非常勤職員に一時金制度を導入することに関する項目

非常勤の職員に対して期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規定から困難。

なお、早出遅出勤務の拡充について、平成２８年９月１日より小学校就学の始期に達しない子のある職員について、「当該子の保育所等への送迎」要件を「当該子を養育するため」としたい。

また、早出遅出勤務は、これまでの勤務パターンに加えて３０分早出の勤務パターンを導入したい。

拡充にあたって早出遅出勤務は、公務に支障のない場合とする。

　評価・育成システムにかかる教職員へのアンケート調査について、２７年度にシステムの改定を行ったので、その定着状況も見極めながら、できるだけ教職員の負担とならないような調査手法等を研究していきたい。

再任用短時間病休等

再任用短時間教員の介護休暇・病気休暇に関する項目

病気休暇等を取得した再任用短時間勤務の教員の総数を取りまとめたデータはない。

２７年度に配置した講師の数は、小中学校で１人・府立学校で６人。

再任用短時間教員の介護休暇・病気休暇に関する項目

「府立学校においては学校長から」「小中学校においては市町村教育委員会から」学校事情等をお聞きし、必要に応じて措置している。